

**「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の  
世界遺産一覧表記載審議に係る決議の概要**

(1) 記載の可否と記載基準への適合

- 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を基準(ii)及び(iv)の下に世界遺産一覧表に記載する。

基準	評価の内容
ii	明治日本の産業革命遺産は、19世紀半ば以降、封建社会の日本が欧米からの技術移転を模索し、導入した技術を徐々に国内のニーズや社会的伝統に適合するよう改良し、20世紀初頭までに日本が世界に名だたる産業国家となったプロセスを物語る遺産群である。本遺産群は、全体として、極めて短期間における産業に関する発想、知見、設備の他に類を見ない交流が、重工業分野におけるかつてない自力での産業発展として結実し、東アジアに強い影響を与えたことを示す。
iv	製鉄・製鋼、造船、石炭産業という基幹産業のサイトからなる技術の集合体は、非西洋国家で初めて産業化に成功した世界史上特筆すべき偉業の証左である。西洋の産業的価値観へのアジアの文化的対応として見ても、産業のサイトから成る傑出した技術の集合体であり、地場のイノベーションと西洋技術への適応を基礎とする急速で独特な日本の産業化を反映している。

(2) 顕著な普遍的価値（OUV）の概要

九州・山口地域を中心とする一連の産業遺産群は、西洋から非西洋国家に初めて産業化の伝播が成功したことを示す。19世紀半ばから20世紀初頭にかけて、日本は製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を達成した。一連のサイトは1850年代から1910年までのわずか50年余りという短期間でこの急速な産業化が達成された3つの段階を反映している。

第一段階は、1850年代から1860年代前半にかけての幕末期で、製鉄や造船の試行錯誤期であった。国防、特に海外からの脅威に対する海防を強化する必要から、各藩が西洋の技術書や西洋の事例の模倣により（直接ではなく）二次的に知識を得て伝統的な匠の技と組み合わせ、産業化を進めた。

第二段階は、明治時代に入って産業化が加速した1860年代以降で、西洋技術及び

それを実践するための専門知識を導入した時期である。

最終段階である明治後期（1890～1910 年）の第三段階は、国内に専門知識が蓄積され、西洋技術を積極的に改良して日本のニーズや社会の伝統に適合させることにより、本格的な産業化が達成された。

### （3）その他

- 以下のことを検討するよう勧告する。
  - a) 端島炭坑の保全措置の計画を優先的に策定すること。
  - b) 推薦資産及びその構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
  - c) 資産への悪影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者の上限数を定めること。
  - d) 推薦資産及びその構成資産の管理保全のための新たな枠組みの有効性について、年次ベースでモニタリングを行うこと。
  - e) 管理保全計画及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、年次ベースでモニタリングを行うこと。
  - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
  - g) 推薦資産のプレゼンテーションについての説明戦略を策定し、各構成資産がいかにOUVに貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できる説明戦略とすること。（\*）  
（\*脚注：世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにする説明戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。）
  - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、「作業指針」に沿って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
- 上記（a～h）について、2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに、上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ICOMOSからこの勧告の履行に関するアドバイスを求めることを検討する。